

用語解説

< 県民協働宣言より >

自助	個人でできることは個人で解決すること
互助	個人で解決できないときは、まず家庭が支援すること
共助	家庭で解決できないときは、地域住民組織（ 1 ）や NPO・NGO（非政府組織）（ 2 ）が支援すること
公助	自助、互助、共助でどうしても解決できない問題については、はじめて行政が問題解決に乗り出すこと
協働	立場の異なるものが、共通の目標を立てて、互いに協力し活動することにより、課題を解決し、目標を達成していくこと

1：地域住民組織とは

地域住民組織とは、小学校区や中学校区程度の範囲における自治会・町内会を中心として、老人会、婦人会（女性の会）、PTA、青年団体の特別の属性を持った地域組織、スポーツ同好会のような特別の目的を持った地域組織を加えた地域社会集団の総称です。ただし、一般公募の住民や、ボランティア団体や NPO 法人等の NPO は、多くの場合この集団には含みません。地域住民組織の活動は、かつては住民同士の親睦的活動が中心でしたが、近年では環境保全、子育て支援、福祉・保健医療などをテーマとしたまちづくり活動が増える傾向にあり、同様のテーマで活動する NPO と連携するケースも多くなっています。

2：NPO とは

NPO とは、民間非営利組織と訳します。制度としての NPO は、平成 10 年 3 月に成立した特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき非営利の法人格を取得した団体を指す場合が多いですが、一般的に NPO という場合は、ボランティア団体や NPO 法人等、法人格の有無に関係なく非営利の団体を指します。その行動は、はじまりの点で自発性、先駆性、多様性、機敏性などの特徴を持ち、また行動の方向性として専門性、地域性、国際性などの特徴を持つと言えます。